

JIS

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェアアシュアランス— 第2部：アシュアランスケース

JIS X 0134-2 : 2024
(ISO/IEC/IEEE 15026-2 : 2022)
(JSA)

令和6年8月20日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 島 昭 能	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.3.22 改正：令和 6.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義並びに略語	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 略語	3
4 アシュアランスケースの使用	4
4.1 概要	4
4.2 この規格の適用	5
5 アシュアランスケースの構造	6
5.1 一般	6
5.2 最上位構造	6
5.3 型の説明	6
附属書 A (参考) 議論付き主張及び議論の例	11
附属書 B (参考) アシュアランスケースの最上位の構造の例	14
附属書 C (参考) 用語の比較	17
参考文献	21
解 説	22

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0134-2:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェアアシュアランス— 第2部：アシュアランスケース

Systems and software engineering—Systems and software assurance— Part 2: Assurance case

序文

この規格は、2022年に第2版として発行された **ISO/IEC/IEEE 15026-2** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の目的は、アシュアランスケースのインスタンス間の一貫性及び比較可能性を向上させ、利害関係者のコミュニケーション、技術的な決定、及びアシュアランスケースの他の使用を促進するために、アシュアランスケース構造用語を定義することである。

この規格は、アシュアランスケースで記述するコンテンツの品質についての要求事項を規定するのではなく、用語の矛盾した主観的な使用を避けるために、必要なレベルの精度及び詳細さでアシュアランスケースの構造及び意味を規定する。

様々な応用分野及び題材におけるアシュアランスケース関係の既存の規格類では、共通の主題に対して、異なる用語体系及び概念を用いることがある。この規格は、これらの専門的な規格及び指針から引き出された経験に基づいている。

現在、幾つかの表記法及び僅かに変化する用語が実際に使用されているが、この規格は、図示表現を含む特定の具体的な表現の使用を要求しない。同様に、データの物理的実装についても要求事項はない。特に、冗長化、又は領域の共用についての要求事項は含まない。

アシュアランスケースは一般に、安全、信頼性、保全性、ヒューマンファクター、運用操作性、セキュリティなどの分野の主張を支援するために開発されている。これらは、システムの任意の特性に適用可能である。特定の領域でのアシュアランスケースは、安全ケース、ディペンダビリティケースなどと、特有の名前で呼ばれることも多い。**JIS X 0134-1** には、概念、用語、背景、及びアシュアランスケースに関連する規格の一覧が記載されている。

この規格は、**JIS X 0160** [1]、**JIS X 0170** [5]及び **ISO/IEC/IEEE 15289** [6]と整合性のある用語及び概念を使用する。この規格は、**JIS X 0160** [1]又は **JIS X 0170** [5]と併せて適用することを前提としたり要求したりしない。